

2025 年第 1 回定例会 基本的施策に対する代表質問

生活者ネットワークの木下安子です。これより 2025 年度の市長の基本的施策に対する質問を行います。

生活者ネットワークは、安心、共生、自治のまちづくりを目指し、地域の課題に対する解決策を市民と共に考え、生活者の視点に立った政策を提案してきました。しかし、昨今、裏金問題などを見ていると、政治がますます市民感覚から離れ、市民に公共の意義が見えづらくなっていることを危惧するものです。新年度の 1,000 億円を超える予算が、市民の命を守り、健康で文化的な人間らしい暮らしを全ての市民に届けるために活用されることを求め、質問をいたします。

まず、**市民の参加と協働について 2 点**伺います。

1 点目は、**市政への市民参加、参画の在り方について**です。

市の自治基本条例では、市民はまちづくりの主体として、まちづくりに参加するよう努めると定められています。しかし、条例制定から 12 年以上が経過し、市民の生活スタイルも意識も大きく変化し、関心はあっても市政への参画が難しい市民が数多くいる現状は否めません。しかし、そうであるからこそ、ワークショップ形式の活用で質を高めたり、オンラインの活用で参加の裾野を広げるなど、市政に参加、参画できたという実感につながる手法と運用を追求し続けることが重要です。

こども基本法では、子どもに関わる事柄については、子どもの意見表明の機会を確保し、年齢等に応じてその意見が尊重されることと定めています。市民ニーズや社会課題が多様化、複雑化しているからこそ、子どもから大人まで、市政について主体的に考えるパートナーを増やすような市民参加の実践を求めます。

2 点目は、**地域でのまちづくり参加の推進について**です。

生活スタイルやコミュニケーションツールの多様化、女性の社会進出による専業主婦の減少は、地域社会の在り方や住民間の関係にも影響を与えています。自治会の減少や負担軽減を目的とした P T A の新しい試みなどもその表れです。

一方、多くの市民が地域でのつながりや助け合いを求めており、災害時に向けた共助の強化も重要だと考えています。地域のつながりが希薄化している現状において、市民が地域に関わるきっかけを生み出すために、若い世代と共に今の時代に合った新しい仕掛けを考案し、地域への参加、参画を後押しするよう求めるものです。

次に、**子どもに関して 4 点**伺います。

1点目は、子どもの権利の中でも特に重要な**子どもの意見が聞かれる権利**についてです。

昨年、全国の自殺者数は過去最少となったのに対し、小・中・高生の自殺者数は過去最多でした。今や子どもは社会のマイノリティーとなり、1人で大人9人を相手にしている状態だと言います。圧倒的多数の大人が支配する社会で、子どもたちは声を十分に聞かれず、居場所を見出すこともできず、自己肯定感や生きる意欲を失っています。

国が、こども基本法を制定し、こども家庭庁を設立、こども大綱の筆頭に子どもの意見を聞くことを打ち立てた背景には、こうした現状への危機感があります。

こうした社会背景を考えれば、市の子ども条例にも、条文に子どもの権利を明記し、泉南市の子どもの権利条例のように、条例に基づく事業の検証まで明記する内容に大きくアップデートすることを求めます。

一方、市が第3期調布っ子すこやかプランに子どもを権利の主体とする視点に立った子育て支援を組み入れたこと、また、保育の質ガイドラインを策定したことは評価しています。これからは子どもたち自身が、自分たちはまちの宝だと思えるまちを目指すべきであり、それには子どもの声を聞くこと、そして聞きっ放しにしないことが重要です。

市長の基本的施策は、世界や国、都、また、市のこうした動向とも異なり、子どもの権利という言葉も概念も表現されませんでした。市長は子どもの権利の重要性をどのように認識し、子どもの意見を聞いていくのでしょうか。

次に、**子どもの貧困対策**についてです。

2021年の厚労省のデータによりますと、子どもの9人に1人が貧困状態、6人に1人は相対的貧困の状態、なかなか改善が進みません。

そうした中、昨年、子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、子どもの貧困の解消という文言が明記され、大人になるまで、貧困解消と貧困防止を目的に切れ目ない支援を行うこととされました。

第3期調布っ子すこやかプランは、引き続き子どもの貧困対策計画も包含していることから、取組の拡充を求めるものです。学校での朝食提供や、放課後、学校や地域で受けられる学習支援、自室がない子どもが利用できる居場所も必要です。アウトリーチによる支援や子どもたちから直接声を聞き、施策に反映させることも非常に重要です。

また、半数近くが相対的貧困の状況にあるひとり親への支援は、子どもの貧困対策としても重要です。大きな支出の1つである家賃への補助は、幾つもの自治体が行っています。市税収入の増も見込まれる新年度、経済的に困窮する子育て世帯への支援拡充も併

せ、子どもの貧困解消に市としてさらに力を入れるよう求めます。

次に、**ヤングケアラー支援の拡充**についてです。

ゆうあい福祉公社へのコーディネーター配置により、ヤングケアラー支援が進んでいることは評価しています。

一方、ヤングケアラーには障害のあるきょうだいがいるきょうだい児や日本語が十分に使えない親を持つ外国にルーツを持つ子どももいます。全てのきょうだい児がヤングケアラーというわけではありませんが、障害児の存在が居住地では見えにくい今の社会では、きょうだい児の存在も認識されにくく、きょうだい児が慢性的に抱える精神面での課題は、個人が乗り越えるべき問題とされてしまっています。ヤングケアラーを幅広く捉えて連携を広げ、それぞれに合った支援を届ける必要があります。市の課題認識と新年度のヤングケアラー支援の取組についてお答えください。

次に、**学校に行かない子どもたちへの支援**についてです。

2023年度の市内不登校・児童生徒数は561名と前年度から100名ほど増加し、太陽の子もパンクしています。教育機会確保法においては、学校だけが学びの場ではないとされているものの、学習面への影響、地域でのつながりや他者と関わる機会の喪失、自己肯定感の低下などによる成長への影響は心配されるところであり、全ての不登校児に支援が必要です。

多様な学びへの評価は学校ごとに差がありますが、自己肯定感を失った子どもたちにとって大切なのは、学校に行っていなくても日々成長していることが認められ、学校に行かない自分も含め、ありのままの自分が社会から受け入れられていると実感できることではないでしょうか。そのため、不登校児の居場所と学びの選択肢を拡充するとともに、学習指導要領にとどまらない多様な学びや、家を出て他者と関わる勇気などにも前向きな評価を広げる必要があると考える立場から、新年度の不登校児支援の基本的な考え方と具体策についてお聞きします。

次に、**高齢者福祉に関連して2点**伺います。

まず、**介護サービスの充実と高齢者の生活支援**についてです。

認知症や独居の高齢者も増加する中、さきの介護保険制度改正では、サービスが減られ、地域で介護現場を支えてきた小規模事業所の介護職員の処遇が後退しました。団塊の世代が全て後期高齢者になろうという今もなお、抜本的な介護職の処遇改善も進まない厳しい状況下で、市の取組も介護予防に力点が置かれる傾向があります。

今後は、ケアプランも有料化する方向で議論されており、ますます介護サービスが使い

づらくなることが予測されますが、サービスの利用控えは状態を悪化させることもあり、事態は深刻です。市民が年とともに弱っても支えを得ながら安心して暮らしていくために、これ以上の制度改悪をしないよう国に求めるとともに、市においても小規模事業者などへの支援やヘルパー不足解消に向けた取組の継続を求めます。

次に、**ケアラー支援**についてです。

高齢者の増加とともに、ケアラーも増加しています。介護利用者本人は必要なサービスを軽く見積もる傾向があり、結果的に負担を負う家族のケアラーへの寄り添いは重要です。このところ、市内でも男性介護者が増えています。家事の不慣れや地域との接点の少なさ、介護離職といった問題を抱えていることもあり、特に支援が不可欠です。

地域包括支援センターへの相談や介護サービス開始のときに、家族介護者にはケアラーサポートブックを手渡し、ケアラー支援も同時に始める仕組みを構築するほか、ケアラーの会の発足や継続への支援が必要です。また、ケアラー支援を総合的に進めるためにも、ケアラー支援条例の制定を求めるものです。ケアラーへの支援について、市の基本的な考え方と新年度の取組についてお答えください。

次に、**セーフティーネットの取組**について伺います。

コロナ禍は、多くの非正規労働者を困窮に追いやりました。不安定な生活で心身の健康を損なった人の中には、精神障害者手帳を取得し、配慮のある職場で働く人もいますが、就労の継続は容易ではありません。しかし、生活保護を受けても、物価高騰がいや応なく保護費を圧迫します。仕方なく就労時間を増やせば病状が悪化、生活保護からは外れ、家賃や医療費負担が一気にのしかかるなど八方塞がりの中で、ぎりぎりの生活を送っている市民が数多くいます。

基本的施策では、セーフティーネットに関しては、法に基づく適正な保護に努めるという当たり前のことしか述べられませんでした。それどころか、これは対象者を厳しく制限するということも意味し得る表現です。コロナ禍を機に、扶養照会はかなり実態に即して行われるようになったと理解していますが、自己責任の風潮が今なお残る日本社会では、保護に至っていない対象者も少なくありません。

適正な保護とは、隅々まで制度を行き渡らせ、セーフティーネットとして機能させるということを意味するべきであり、市にはそうした姿勢を堅持するよう求めます。

また、病や障害、地域での孤立といった複合的な課題を負っている人も少なくないため、拙速に経済的自立を促すのではなく、医療や民間の居場所などとも連携し、長期的な視点に立った多角的な支援が必要です。新年度のセーフティーネットの取組姿勢についてお答えください。

次に、**環境施策について2点**伺います。

1点目は、**脱炭素の取組について**です。

年々深刻になる気候変動問題において、世界的には先進国がCO₂を多く排出することで、途上国や貧困層の人々に命に関わる被害が及んでいることから、こうした不公平を是正するクライメートジャスティスの取組が求められています。

国内においても、夏場には救急車が逼迫、子どもたちは外遊びもプールに入ることもしないなど、困窮者、高齢者、女性、子ども、障害者など社会的弱者がより大きな影響を受けています。もはや気候変動問題は人権問題であり、取組には福祉的な視点が欠かせません。

こうした中、国は、第7次エネルギー基本計画で、COP28での国際合意さえ軽視し、石炭火力への依存の継続や原発回帰の方針を明確に打ち出す内容へと後退しており、カーボンニュートラルの実現を目指した内容とは到底言えません。

1990年のごみ処理非常事態宣言と同様に、市長が自ら気候非常事態宣言を発信し、様々な影響を受ける市民が幅広く参画して対策を考える気候市民会議を開催するよう求めます。

また、福島第一原発事故の教訓に立ち、一刻も早く原発を廃止するために、国にはエネルギーシフトの必要性を強く訴えるとともに、自治体でのエネルギーの自立に向けた取組も重要です。新年度、どのように市民と共に脱炭素の取組を進めるのでしょうか。

次に、**PFA Sによる地下水汚染問題について**です。

PFA S、有機フッ素化合物は、自然界では分解されにくく、飲用水から体内に入ると蓄積され、1,000倍ほどに濃縮されます。アメリカは、健康への影響を鑑み、基準値を飲み水1リットル当たり4ナノグラムとしましたが、現在、環境省は水道水1リットル当たり50ナノグラムの目標値をそのまま基準値に引き上げるという消極的な方針を示しています。

調布市においては、昨年より、市内で唯一地下水の使用を継続していた上石原配水所でも井戸のくみ上げを停止しており、現在、市内全域の水道水には100%、川の水が使われています。水道水のPFA S汚染問題は一旦回避したことになりますが、地下水汚染がなくなるわけではなく、農業者など井戸水利用者への影響が懸念されます。農産物や井戸水利用者の健康への影響について、国に調査研究を強く求めるとともに、農業者などへの情報提供や相談対応に市としては力を入れるべきです。

また、市独自の公共井戸での地下水調査を継続し、国や都とも連携して、広く地下の状

況をモニタリングし、データを蓄積するよう求めます。

次に、**共生社会づくりに向けた取組について**伺います。

市は、障害の有無を超えて市民が共に生きる共生社会を目指し、パラハートちょうふを標榜してきていますが、国連からも分離社会とみなされている日本社会において、果たして私たちの多くが、その姿を明確にイメージできているかも定かではありません。しかし、多くの障害のある市民は、障害のゆえに差別されたり、隔離されたりすることのない共生社会を思い描き、その実現を待っていることを忘れてはなりません。

デフリンピック大会では、聴覚障害者への理解促進が期待されるところですが、市においては、例えば知的障害者との交流の機会や、大人になっても生きづらさのもととなる発達障害への理解など、まだまだ発展途上の取組が山積しています。

共生社会づくりには、子どもの頃からのインクルーシブな環境が不可欠です。昨年視察した豊中市立南桜塚小学校には、知的、全盲、肢体不自由、情緒、病弱など、特別支援学級が9つあります。中には給食で流動食が提供される重度障害の子どももいますが、特別支援学級は空っぽです。みんな通常学級で助け合いながら一緒に学ぶからです。不登校児はほとんどいません。

調布市では、発達センターの充実や特別支援学校の存在、そして分けて支援することを前提としたインクルーシブ教育システムの弊害により、子どもたちは幼少期からレッテルを貼られ、分けられ、特定の施設内では、特定の人から配慮に基づいた対応が受けられても、身近な地域で周囲の理解は進まず、成長過程においても、大人になっても、地域の人と接する機会が極端に限られています。

市の子ども施設では、支援を目的とした加配職員の配置を拡充していますが、担当者の設置は子ども同士の分断を進める側面があるため、南桜塚小学校では、担当者を決めないよう工夫しています。

新年度、共生社会を目指す市は、その基盤づくりのために、子どもたちにどのようにインクルーシブな環境を提供するのでしょうか。

次に、**女性に関する施策について2点**質問します。

昨年度より、副市長が1名女性になりました。調布市民にとって喜ばしい大きな変革です。しかし、女性管理職があまりにも少な過ぎます。毎年指摘をしています、それが大きな要因となり、委員会や審議会の女性比率も目標値に届きません。市との連携関係にある民間団体も、役員は概して女性比率が低い傾向にあります。まずは、市でクォータ制を導入するなど、力はあるでも踏み切れない女性の背中を押し、副市長に続き、ロールモデルとなる女性をもっと増やすべきです。**決定権のある役職に女性が少ない現状の課題**をど

のように捉え、改善に取り組むのでしょうか。

次に、**困難を抱える女性への支援について**質問します。

売春をするおそれがある女子の保護と更生を目的とした売春防止法が廃止され、長く望まれてきた女性への支援を目的とした女性支援新法が制定されました。そこには、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点が明記されており、市町村にも基本計画の策定が努力義務として課されています。困難を抱える女性への支援は、自治体や公、民を超えた連携、居住地域での細やかな支援が欠かせません。

市でも基本計画策定に向け、関係機関や近隣自治体と連携し、居住支援や生活支援、就労支援など、継続的支援の仕組みを構築するよう求めるものです。

次に、**L G B T Qなど性的マイノリティーへの理解促進と支援の拡充について**伺います。

市内のある当事者の方とアライの方から、L G B T Qの人々は無理解に基づいた対応だけでなく、例えば関連用語が理解されていないことでも傷つく、避難所は恐ろしくて利用は考えていないというお話を伺ったことがあります。人間の性は多様であるというS O G I理解を広め、市役所や医療機関、また、避難所はもちろん公共施設を安心して使うことができるよう、市全体で対応力を強化する必要があります。

まずは、パートナーシップ宣誓制度を持つ市として、市役所本庁舎の全ての窓口や市長室にも小さなレインボーフラッグを置き、L G B T Qフレンドリーであることをアピールすべきです。S O G I理解及び性的マイノリティーへの理解を広げる新年度の取組についてお答えください。

最後に、**防災・減災に関して2点**伺います。

まず、新年度、**個別避難計画の策定**をケアマネジャーなど専門家を中心に進めることとしたことを評価し、その効果を期待するものです。障害者の災害発生時の逃げ遅れを可能な限り避けるため、実効性を持たせることが重要ですが、計画策定の優先度が高い人ほど、日常的には専門性の高い福祉サービスを利用しており、地域でのつながりが希薄であることが予測されます。計画策定が難航することも予測されますが、より実効性のある個別避難計画とするために、市の支援を求めるものです。新年度の取組についてお答えください。

防災の2点目、最後の質問として、**災害発生後の生活における福祉的対応の充実について**伺います。

能登半島地震後の避難生活の疲労やストレスによる災害関連死が直接死を上回りました。

た。日本で大災害が起きるたびに多くの関連死が起きる要因として、現行の災害対策基本法では、社会保障関係の専門家が被災者支援活動の主体となっておらず、災害救助法に福祉的支援が欠けていることが指摘されています。個別避難計画も重要ですが、その後の関連死を防ぐ上では、避難所、自宅いずれにおいても、必要な福祉を届けることが不可欠です。それには平時の福祉サービスを災害時にも継続できる仕組みにしておく必要があります。

基本的施策では、ハード面の取組への言及が目立ちましたが、ソフト面の重要な取組の1つとして、災害時の福祉的支援について、市の認識と新年度の取組をお答えください。

以上、冒頭にも申し上げましたけれども、新年度の1,000億円を超えるこの大きな予算が、市民の命、そして健康で文化的な人間らしい暮らし、これをしっかりと守るために市民生活に活用されることを求めています。市民の皆さんに分かりやすい言葉を使って、明快に御答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

市長答弁 ただいま生活者ネットワークの木下安子議員から多岐にわたり御質問をいただきました。順次お答えいたします。

初めに、**市民参加、参画の在り方**についてです。

市はこれまでの間、参加と協働のまちづくりを一貫して市政経営の基本的な考え方に据え、市民からの幅広い意見の把握に努めながら、市民の参加と協働による取組の実践を重ねてまいりました。

また、こうした取組を推進する上では、参加と協働の前提となる市民への市政情報の提供及び共有に取り組んでおります。

あわせて、個々の事案に応じて、様々な市民参加手法を活用するほか、複数の手法を組み合わせるなど、市民における参加のしやすさだけでなく、意見を出しやすい機会の確保にも努めています。

市は、これまでの取組実績を踏まえつつ、引き続き市民が主役のまちづくりを推進していくため、市民参加手続を適切に実施するとともに、幅広い市民の参加及び意見の把握等につなげられるよう、運用における創意工夫や改善に努めてまいります。

次に、**地域の共助の関係性づくり**への支援についてです。

市は、自治会や地域の各団体をつなぐ地区協議会、NPOやボランティア団体などの様々な主体が行う地域活動において、住民同士の共助の関係性が育まれていると認識しています。

これまでも市は、調布市自治会連合協議会と連携、協働した自治会の活動支援のほか、

担当職員制の導入や助成金の交付による地区協議会への継続的な運営支援などに取り組んでおり、支援を通じて住民同士がつながるきっかけづくりに努めております。

また、地域リーダーの支援、育成を目的とした地域人材養成講座のほか、市民やNPO、ボランティア団体などが日頃の活動をPRするまち活フェスタを開催するなど、住民同士の交流を促進する取組を実施しております。

引き続き、市民が地域コミュニティにおいて連携、協力関係を深めることにより、共助の意識が一層醸成されるよう地域活動を支援してまいります。

次に、**子どもの意見聴取**についてお答えします。

市は、調布市子ども条例の前文に、子どもは個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在であると明記し、子どもを権利の主体として捉えています。

他方、令和5年12月に閣議決定されたこども大綱にも、子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格、個性を尊重し、権利を保障すると記載されており、市は、子ども・若者支援の取組においては、年齢や発達の程度に応じて、子ども・若者の意見を尊重し、それらの視点を踏まえて取り組むことが重要であると認識しています。

今年度策定する第3期調布っ子すこやかプランにおいても、市は、プラン全体の基本的方向として、一人一人の子どもの意見、権利を尊重し、健やかに成長できるよう子育てを支える視点を持つとともに、子ども・若者の意見、権利を尊重した健やかな成長の支援の充実を基本目標の1つに位置づけ、各種施策を推進することとしております。

なお、本プランの策定に当たっては、小学生や大学生を対象としたワークショップに加え、学校や児童館、児童養護施設のほか、子ども食堂など、子どもの居場所となる様々な施設や団体の協力の下、ヒアリングやアンケート調査を実施し、子ども・若者の意見を聞く機会の充実に取り組んでまいりました。そこで寄せられた意見は、プランへの反映を検討するとともに、全庁へ情報共有を図りました。

今後も、こども家庭庁のガイドラインや他自治体の先進事例なども参考に、子ども・若者の意見聴取機会の充実に向け、取組を推進してまいります。

次に、**子どもの貧困対策**についてです。

市は、家庭の経済的困窮等を理由に、子どもが自ら進学などを諦めることがないよう、子ども・若者総合支援事業ここあにおいて学習支援を実施しており、相談事業や居場所事業と一体となった事業を展開することで、困難を抱える子ども・若者を支援しています。

他方、経済的困窮に陥りやすいひとり親家庭に対し、市は、養育費確保の支援や経済的

負担の軽減につながる情報提供等を行っています。

また、市独自に親子それぞれの学び直しのため、ひとり親及びその子どもが高等学校卒業程度認定試験合格を目指す際の給付金事業を実施しているほか、通信制高校に通う子どもへの学費支援を通じ、子どもの多様な学びを支援しています。

あわせて、ひとり親家庭が抱える複雑な課題に対応するため、課題解決に向けた支援を行う母子・父子自立支援員に加えて、就労に関する相談を専門とする就労支援専門員を配置し、個々に寄り添った支援を実施しております。

これらの各種施策が、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、就業機会の拡大や経済的安定に寄与し、子どもたちの将来の可能性の拡大につながっていると認識しております。

今後も子どもの貧困に係る生活状況の把握に努め、子どもたちが思い描くそれぞれの人生を歩むことができるよう、支援の充実に努めてまいります。

次に、**ヤングケアラー支援**についてです。

市は、昨年度から調布ゆうあい福祉公社にヤングケアラー・コーディネーターを配置し、子ども家庭支援センターすこやかと連携しながら、ヤングケアラーの早期発見及び適切な支援につなげています。

また、関係機関や市民を対象とする研修の実施や市報の活用などにより、ヤングケアラーへの理解促進に努めています。

ヤングケアラーが置かれている状況は多様で、個々に応じた対応が必要であることから、市は、ヤングケアラー・コーディネーターを中心に、庁内はもとより、学校や児童館、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関や民間団体等とも連携し、引き続き支援に取り組んでまいります。

あわせて、ヤングケアラーが18歳以上になっても支援が途切れることのないよう、調布市子ども・若者支援地域ネットワークと連携を図りながら、ヤングケアラーとその家族が社会的な孤立に陥ることのない支援体制を構築してまいります。

次に、**不登校の児童・生徒に対する支援と評価**についてです。

市教育委員会では、不登校の児童・生徒への支援に当たり、児童・生徒が様々な学びを通して進路を考え、社会的な自立に向けて歩みを進められる環境づくりが重要であると捉えています。

来年度、市教育委員会は、不登校児童・生徒への支援を充実させるため、調布駅周辺に

において、中学生対象の適応指導教室の設置に向けて取り組む予定です。運営に当たっては、太陽の子におけるノウハウを生かしつつ、中学生は高校進学を見据えた支援が必要となるため、在籍校や関係機関と連携するとともに、オンラインを活用した取組も導入し、対応の充実に取り組んでまいります。

あわせて、市教育委員会では、自宅や学校外の機関などで行う不登校の児童・生徒の社会的な自立に向けた努力を評価することは、児童・生徒の学ぶ意欲や自己肯定感を高める上で重要であると認識しております。

引き続き、校長会等を通じて、学校外の機関における児童・生徒の活動に関する出席の取扱いを定めた国の通知等の趣旨を各学校に伝え、適切な対応が図られるよう努めてまいります。

次に、**介護サービスの充実と高齢者の生活支援**についてです。

高齢者人口の増加とともに、介護を必要とする方の増加が見込まれる一方、サービスを支える介護人材の不足が課題となっています。

市は、今年度、介護報酬の算定における単価の上乗せ割合である地域区分の見直しを行い、市内事業者の介護報酬の引上げを実施しました。

今後も国や東京都の動向や他団体の取組を参考にしながら、第9期高齢者総合計画に基づき、市内の介護保険サービス事業を担う関係団体等と連携し、介護人材の確保、定着をはじめ、介護サービスの安定供給と質の向上に取り組んでまいります。

あわせて、市長会等を通じて、国や東京都に対し、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた財政措置や低所得者負担軽減策の充実、利用者負担に配慮した制度の見直し等について要望してまいります。

次に、**ケアラー支援**についてです。

市は、ケアラーの自己実現や生活の質を保証し、精神的、身体的な負担を軽減するという基本的な考え方の下、ケアラー支援を行っています。支援に当たっては、継続的な支援体制を確立し、ケアラーを孤立させず、必要なサポートを効果的に提供するとともに、ケアラーに関する理解を社会全体に広め、支援体制を強化していくことも重要です。

市は、平成12年の介護保険制度発足以前からケアラー支援に取り組んでおり、制度発足後は、ケアラー支援の充実を高齢者総合計画に位置づけ、支援内容を拡充してまいりました。現在の第9期高齢者総合計画においても、重点施策としてケアラーの負担軽減に資する取組を推進しています。

引き続き、ケアラー団体やケアマネジャー等と連携し、実態把握に努めるとともに、情

報の発信や必要なサービスの拡充を図ってまいります。

次に、**セーフティーネットの取組**についてです。

市は、生活困窮者に対するより丁寧な支援を目的として、調布市生活ほっとあんしん相談事業に取り組んでいます。

本事業を通じて、セーフティーネットによる生活支援をはじめとした包括的なサポート体制を強化し、効果的な支援の充実につなげるとともに、これらの支援については、リーフレットや市ホームページ等を活用し、広く市民への周知に努めています。

また、市は、物価高騰が市民生活の多方面に影響し、特に生活保護世帯や低所得世帯の負担は大きいと認識しており、生活保護が必要な方に対して、確実に保護を実施するという基本的な考えの下、適正な生活保護の実施に努めています。

困難を抱える方それぞれの事情に寄り添いながら、必要な支援が行き届くよう、市は、法に基づき、引き続き生活保護制度を適正に運用するとともに、市民生活を取り巻く状況の把握に努め、住民に最も近い基礎自治体として、市民生活支援に取り組んでまいります。

次に、**脱炭素の取組**についてです。

市内の二酸化炭素排出量の約8割を民生家庭・業務部門が占める中、市議会と共同で表明したゼロカーボンシティ宣言において、市は、市民や市内事業者等の多様な主体と力を合わせて、オール調布の体制で、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組を推進していくこととしています。

その実現に向けて、多様な主体と連携し、共に考え、共に行動していくため、市は、（仮称）ゼロカーボンシティ調布推進協議会を今後設置する予定です。推進協議会においては、広く市民への参加を呼びかけながら取組を進めるとともに、その取組を次期地球温暖化対策実行計画の策定につなげてまいります。

次に、**P F A S による地下水汚染対策**についてです。

市は、環境省のP F A Sに関する今後の対応の方向性に基づき、市域における環境モニタリング強化の一環として、昨年度から市が管理する防災井戸、湧水の計30か所において、P F A S 水質検査を実施しています。検査結果については、市のP F A S 専門アドバイザーのコメントをつけて公表しており、今年度の検査結果は、今月中に公表することを予定しています。

食品に関しては、国の食品安全委員会が、昨年6月に取りまとめたP F A S に関する健康影響評価報告書において、現時点の情報は不足しているものの、通常の一般的な国民の

食生活から食品を通じて摂取される程度では、著しい健康影響が生じる状況にはないとしています。

市は、こうした食品安全委員会のほか、国や東京都から得られた情報を基に、農業者をはじめ、広く市民に対して、P F A S に関する正確な情報を伝えることが重要であると考えております。

引き続き、国や東京都と連携し、水質検査を継続するとともに、市ホームページ等での情報提供や相談対応などに努めてまいります。

次に、**共生社会の充実に向けた子どもの環境**についてです。

市教育委員会は、第2期調布市特別支援教育推進計画において、共に学び、共に生きる社会を目指し、全ての学校、全ての学級で特別支援教育を推進することとしています。

具体的には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級それぞれにおいて、個別の教育的ニーズに応える指導を行うとともに、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校の児童・生徒の副籍交流を進めています。

また、医師、言語聴覚士、作業療法士等の専門家を巡回相談員として学校に派遣することで、特別な支援を必要とする児童・生徒の状況を把握し、適切な支援につながるよう教員への指導、助言を行っています。

他方、保育施設や学童クラブにおける配慮が必要な児童への支援について、市は、個々の児童の特性に応じて対応する職員を配置するなど、適切な配慮を行っています。

また、ゆずのき学童クラブをはじめとする各施設において、子どもたちが障害の有無にかかわらず、共に遊び、共に活動する機会を設けております。

今後も職員への研修等を通じ、個々の障害特性への理解を深めるとともに、子どもたちが可能な限り共に活動する機会の提供などを通じて、共生社会の充実に努めてまいります。

次に、**女性の活躍推進に関する取組**についてお答えします。

市は、人材育成総合プランにおいて、女性職員の活躍推進を重要施策の1つとして位置づけ、意思決定過程における女性職員の参画機会の拡充、アンコンシャス・バイアスにとらわれない人事配置や各種研修等の人材育成を推進しております。

引き続き、10年目職員を対象に新たに導入したキャリア面談や、キャリア形成を阻害する要因の分析等を行うことで、より実態に沿った取組を実践し、女性管理職の比率向上を含めた成果につなげます。

あわせて、職員の働き方改革や生活と仕事の両立支援等の取組を進めることで、女性職員を含む全ての職員が能力を最大限発揮できる、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進してまいります。

また、審議会その他のあらゆる場における女性活躍の推進について、市は、多様な視点を市政経営に反映させる観点から、第5次男女共同参画推進プランにおいて、市の審議会、各種委員会への女性委員の登用の推進を重点事業に位置づけ、各種取組を推進しており、今後、女性委員の比率を増やしていくことの意義と必要性について、全庁においてさらなる意識づけを図りました。

さらに、自治会等の地域団体に女性の参画を働きかけるほか、事業者への情報提供及び市内事業者の取組紹介などにより、地域活動等においても女性の活躍が推進されるよう周知啓発をしております。

引き続き、こうした取組を継続し、女性活躍の推進を図ってまいります。

次に、**困難を抱える女性支援の推進**についてです。

生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭内のトラブルなど女性をめぐる課題が多様化、複雑化する中、支援の強化を図るべく、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が昨年4月に施行されました。

市はこれまでも、関係部署が連携し、生活上の不安などの悩みを抱える妊婦のほか、ひとり親や子育て中の方、配偶者からの暴力など様々な困難を抱える女性に対し、相談支援、自立支援等を実施してまいりました。

今後は、同法の趣旨を踏まえ、連携をさらに強化し、支援に取り組むとともに、次期男女共同参画推進プランを同法に基づく基本計画として位置づけることを検討してまいります。

引き続き、女性に対する暴力の根絶、生活上の困難に対する支援、女性を支える安全・安心な社会の構築に向け、組織横断的に取り組んでまいります。

次に、**LGBTQの理解促進と支援の拡充**についてお答えします。

市は、基本計画に人権尊重の社会づくりを位置づけ、性別等に関わりなく人権が尊重され、能力、個性を発揮できる社会の形成に向け、取り組んでいます。

また、第5次男女共同参画推進プランにおいて、人権の尊重と多様性を認め合う社会づくりを基本目標の1つに掲げ、一人一人の人権の尊重や性が多様であることについての理解促進を図ることとしています。

こうした中、市は、相談や講座を開催するなど、様々な機会を捉え、L G B T Qに関する市民の理解促進を図るとともに、パートナーシップ宣誓制度を活用した行政サービスを展開するなど、当事者の生きづらさの解消に取り組んでいます。

あわせて、当事者に寄り添った対応ができるよう、職員研修も継続的に実施しております。

引き続き、多様な生き方、暮らし方ができる社会の形成に向け、組織横断的に取組を推進してまいります。

次に、**個別避難計画**についてお答えします。

市は、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者避難支援プランを今年度改定し、要介護度や障害の等級による心身の状況や、浸水想定区域などのハザードの状況等に基づく優先度を踏まえ、個別避難計画の作成を段階的に進めることとしており、計画の作成に当たっては、要支援者とふだんから関わりのある福祉専門職等と連携してまいります。

また、避難支援プラン改定に当たり、市は、福祉サービス利用者と福祉専門職との日頃の関わり方や災害時における課題等を把握するため、福祉関係団体や当事者団体からヒアリングを実施するなど、協力関係の構築を図ってまいりました。

引き続き、庁内はもとより関係機関との連携の下、より実効性のある避難支援体制を整備してまいります。

最後に、**災害発生後の生活における福祉的対応の充実**についてです。

市は、今年度修正した地域防災計画において、福祉避難所を学校等の避難所と同時に開設し、要配慮者を受け入れることを位置づけました。また、要配慮者等のケアについては、避難所における巡回健康相談等により実施することとしています。

あわせて、今年度は、防災教育の日に市職員による福祉避難所開設訓練を実施し、避難所開設の手順を確認しました。

また、訓練に参加された調布心身障害児・者親の会の方々からいただいた避難者の視点に立った意見を踏まえ、備蓄品の整備を含め、福祉避難所運営の充実を図っております。

引き続き、地域防災計画に基づき、福祉避難所における要配慮者の受入れ体制の強化を図ってまいります。

他方、在宅避難をしている要支援者に対して、市は、地域包括支援センターやケアマネジャー、障害者の相談支援事業所等の関係機関や市の監理団体等と連携しながら、必要な

支援を行うこととしております。

発災時には、限られた人的資源の中で効果的な支援を実施することが重要であることから、市は、引き続き関係機関等と有事に備えた協議を重ねながら、在宅避難者の支援体制の充実に向けて取り組んでまいります。

以上、生活者ネットワークの木下安子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。